

俣野公園特記仕様書

1 概要

所在地	戸塚区俣野町1367-1	
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>平成14年2月に閉園した横浜ドリームランド(遊園地)の跡地を活用し、既存の緑を活用し整備された公園です。園内にはネーミングライツを導入した硬式野球場(俣野公園・横浜薬大スタジアム)や多目的広場や遊具等があります。</p> <p>また、公園に隣接して横浜市の新墓園であるメモリアルグリーンが所在し、別の指定管理者(アメニスメモリアルグリーン共同事業体)が管理運営をしています。</p> <p>園内のレストハウスはメモリアルグリーンと供用であり、野球場は毎年、全国高等学校野球選手権予選神奈川大会が開催されています。</p> <p>平成29年度：野球場ダックアウト改修工事を実施。</p> <p>野球場のネーミングライツパートナー：横浜薬科大学</p>	
面積	111,459m ² (管理対象面積 約97,000m ² ・総合公園)	
有料施設	利用対象施設 面数 現行の利用料金 対象種目 開場期間 休場日	野球場(約3,000人収容、ネーミングライツ契約あり) 1面 1面1時間3,200円 ・照明料金：1時間10,300円 ・温湯シャワー付ロッカールーム：1室1回1,000円 ・場内放送設備：1回1,000円 ・スコアボード：全灯1回2,000円 ・得点表示のみ1回1,000円 硬式野球、少年硬式野球、軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール 3月第3土曜日～12月第3日曜日※1 年末年始期間(12/29～1/3)、毎月第1・第3・第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)
付帯設備	野球場(管理事務所含)、多目的広場、遊具広場、レストハウス、遊具、バスケットゴール、駐輪場ほか	
電気設備等	1 高圧受変電設備(電気室) (1) 屋内キュービクル 4面(高圧盤 1面、低圧配電盤 3面) (2) 動力用変圧器 50KAV 1台、30KAV 1台 (3) 電灯用変圧器 30KAV 1台 (4) 高圧コンデンサー 30KAV 1台 2 負荷設備 (1) 分電盤 3面 (2) 制御盤 2面 3 園内灯設備 (1) YH-80(300W) 34灯 4 夜間照明設備 (1) 野球場(照明鉄塔) 6基(メタルハライドランプ 1kw×24灯/基当り) 5 放送設備	

	(1) 放送設備ラック (音量調整器、電源装置、非常電源、再生装置、プログラム他)
	(2) レピーター盤 4面
	(3) スピーカー 9台
6	空調設備
	(1) 事務室 (天井カセット 三菱 PUH100EK 3)
	(2) レストルーム① (天井埋込型 三菱 PUH140EK 3)
	(3) レストルーム② (天井埋込型 三菱 PUH140EK 3)
7	受水槽設備 (21m ³ ×1基、給水P3.7Kw×2台)

※1

4月1日～11月30日 (第2・第4月曜日を除く)	9:00～21:00
4月～11月の第2、第4月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～21:00
12月1日～12月第3土曜日、3月第3土曜日～3月31日 (第2・第4月曜日を除く)	9:00～17:00
3月第4月曜日、12月第2月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～17:00

2 電気及び機械設備点検・修理項目

管 理 項 目	対 象	内 容	回 数
点検	高圧受電設備	電気室及びキュービクル	定期点検 年1回 (法定点検)
			巡視点検 月1回 (法定点検)
	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検 年1回 (法定点検)
	水景施設設備	制御盤	定期点検 年1回 (法定点検)
			巡視点検 月1回 (4月～10月)
	園内灯設備、時計設備	園内灯・分電盤、野外時計	巡視点検 年1回
			日常点検 随時
	夜間照明設備	野球場	巡視点検 年1回
			ランプ交換 点検時
	スコアボード設備	磁気反転方式	定期点検 年2回、オンコール対応
			機器清掃 1回/4年
	放送設備	野球場放送機器、屋外スピーカー	点検清掃 年1回
非常放送 (野球場事務室)		定期点検 年2回 (法定点検)	
空調設備	野球場スタンド下	点検清掃 年4回	
昇降機設備	野球場スタンド内	定期点検 月1回 (法定点検) フルメンテナンス	
受水槽設備	管理棟	点検清掃 年1回 (法定点検)	
修理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換 随時 ※1
	夜間照明設備	野球場、庭球場	ランプ交換 随時
	修繕	各々設備	部品交換等 随時
測定	井戸設備	水位及び揚水量測定、報告書提出 (7月、1月)	定期測定 月1回 (法定点検)

※1 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください

3 消防設備

消防設備	自動火災報知設備他、 パッケージ型消火設備他	機器点検	年1回（法定点検）
		総合点検	年1回（法定点検）

4 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、南部公園緑地事務所と事前に協議を行った事業計画書及び事業報告書をPDF化し、南部公園緑地事務所に提出してください。南部公園緑地事務所のホームページにて公表をします。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

(4) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

管理運営については、駐車場の利用料金を含め、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(5) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(6) 高圧受変電設備について

指定管理者が、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安の監督を行います。

(7) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、

指定管理区域内の指定管理事業として整理をしますので、その場合は南部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。

(8) 月報や四半期報の提出期限については、翌月30日までとします。必ず提出期限内に提出してください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(9) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず南部公園緑地事務所と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(10) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には南部公園緑地事務所

と協議をして、提出日を定めてください。

(11) メモリアルグリーンについて

レストハウスなどメモリアルグリーンとの共用区域がありますので、メモリアルグリーの現指定管理者（アメニスメモリアルグリーン共同事業体）と連携して管理運営を実施する必要があります。

共用区域の管理については、光熱水費の負担も含め環境創造局と健康福祉局で締結した管理協定に従って管理します。管理協定は指定管理者に提示します。

※メモリアルグリーの詳細については、ホームページをご覧ください。

<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/memorialgreen/index.html>

(12) 広域避難場所について

広域避難場所として位置付けられており、災害発生時には、住民が一時的に避難をします。戸塚区防災計画に基づき、戸塚区の指示に従って対応してください。

(13) 野球場（俣野公園・横浜薬大スタジアム（ネーミングライツパートナー：横浜薬科大学））は、スタンドを有する硬式野球対応の野球場のため、全国高校野球選手権大会予選をはじめとした大規模大会の開催を優先しています。

同じく大規模な野球大会をメインに行う横浜スタジアムと試合日程の調整を行う必要があります。他の公園有料施設とは別に優先利用調整を行います。その際、公園緑地管理課及び南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

また、条例で定める休場日以外の利用や芝生養生のための休場の可能性があるため、実際の利用日数については、環境創造局公園緑地管理課及び南部公園緑地事務所と事前協議をして決定してください。

(14) 俣野公園野球場のネーミングライツについて

俣野公園の野球場の愛称名（俣野公園・横浜薬大スタジアム）について、現在ネーミングライツを導入しています。今後の公園運営には本市と指定管理者、ネーミングライツパートナーと連携してネーミングライツ関連業務の実施をお願いいたします。

※ネーミングライツに関係する指定管理者が実施する業務

ア ネーミングライツ契約、協定に基づく対応業務

イ ネーミングライツパートナーである横浜薬科大学には年間10日（土日祝3日、平日7日）の施設利用権が与えられており、その利用調整業務。

ウ ネーミングライツパートナーとの協議の実施

エ 自主事業の共同開催（ネーミングライツパートナーが主催ではありません）

※ネーミングライツパートナー単独での公園内事業の実施はできません。

（地方自治法上、公園の指定管理者が自主事業を実施します。また、本市との協議・承認が必要です。）

(15) 北側の芝生広場（臨時駐車場）について

通常は一般利用の自由広場として管理をしますが、墓参期や野球大会開催時の混雑時は、臨時駐車場（約230台収容）として使用することができます。その場合、南部公園緑地事務所と必ず事前協議を行い、承認を得てから業務を実施してください。

(16) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「4 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。

なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署まで電子データで提出してください。

5 課題等（様式 24 記載事項）

- （1）硬式野球場については、利用頻度が高く良好な天然芝の管理が必要となっています。良好なコンディションを維持するため、応募団体の創意工夫に基づく提案をしてください。
- （2）メモリアルグリーンとの連携やレストハウスの利活用を含め、公園の利便性向上や魅力向上策を検討していく必要があります。応募団体として取り組んでいくことを創意工夫に基づき提案してください。
- （3）硬式野球場内の室内練習場の案内や予約方法について、周知や利用のしやすい管理運営が必要となっています。どのように周知や適切な管理運営をしていくかを応募団体の創意工夫に基づき提案してください。
- （4）指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。
- （5）その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。